

一般社団法人 西宮市ゴルフ協会 定款（案）

平成 29 年 4 月 3 日制定施行
令和元年 7 月 30 日改訂施行
令和 4 年 6 月 30 日改訂施行
令和 5 年 7 月 6 日改訂施行

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この法人は、一般社団法人西宮市ゴルフ協会（以下、「本協会」という。）と称する。

（主たる事務所の所在地）

第 2 条 本協会は、主たる事務所を兵庫県西宮市森下町 6 番 2 5 - 1 0 7 号に置く。

（公告の方法）

第 3 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（剰余金の分配の禁止）

第 4 条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 5 条 本協会は、一般財団法人西宮市体育協会（以下、「西宮市体育協会」という。）に加盟し、市民スポーツとしてのゴルフの普及、発展およびスナッグゴルフを通して青少年の健全な育成を図り、以ってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第 6 条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）会員及び西宮市民を対象としたゴルフ競技会を開催する。
- （2）ゴルフを普及させるための事業を行う。特に、青少年のゴルフへの関心を高めるため、主に小学生を対象としたスナッグゴルフの指導・教育を行う。
- （3）西宮市体育協会の行事に積極的に参加、協力する。
- （4）公益財団法人兵庫県体育協会に属する組織である兵庫県ゴルフ連盟に加盟し、指導を受けるとともに関連する行事に積極的に参加する。
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な行事を行う。

第 3 章 会 員

（会員及び会員の資格）

第 7 条 本協会は、次に掲げる者で理事会が承認した者を会員とすることができる。

- （1）西宮市内に在住、在勤する者で本協会の趣旨に賛同する者
- （2）西宮市内に所在する高等学校、大学等に在籍する者で本協会の趣旨に賛同する者
- （3）上記（1）、（2）項以外の、本協会の趣旨に賛同する者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 その他会員に関する事項は、理事会において別に定める。

(入会)

第8条 本協会に入会する者は、本協会の目的に賛同した上で、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認後、年会費を納めることにより会員となることができる。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1) 死亡したとき

(2) 会費等を滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除名)

第10条 会員が本協会の目的・趣旨を著しく阻害させ、また公序良俗に違反する行為をしたときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の一週間前までにその旨を告知し、当該総会において弁明の機会を与えるものとする。

(会費)

第11条 会員は、総会において定める額の年会費を原則として新年度直前の3月末日までに納めなければならない。

第4章 総会

(構成)

第12条 すべての会員をもって総会を構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議しまたは報告を受ける。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 事業計画並びに収支予算の決定及び変更

(3) 事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書及びその附属明細書（以下、計算書類という）の報告

(4) 入会金及び年会費の額の決定及び変更の報告

(5) 定款の変更

(6) 会員の除名

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 理事会において総会に付議した事項

(9) その他総会で決議したものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 本協会の総会は、定時総会として毎年4月から7月の間に一回開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が決議したとき。

(2) 会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会長に対し、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令の別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。

会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を受けて定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

2 総会を招集するには、会日より1週間前(書面による議決権行使ができる総会については2週間前)までに、会員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長になる。会長が欠けたとき又は会長があたることが困難となった場合は副会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員一名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う(第19条に規定する書面及び委任による議決権の行使を含む)。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う(第19条に規定する書面及び委任による議決権の行使を含む)。

- (1) 理事、監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 除名
- (5) その他法令で定められた事項

(書面評決等)

第19条 会員は、総会の決議事項につき、法令で定めるところにより、書面によって議決権を行使することができる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席会員の中から選出された2名が署名又は記名押印して10年間この法人の主たる事務所に備えおくものとする。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上
- (2) 監事 2名以上

2 理事のうち、会長1名、副会長10名以内とする。

(役員を選任方法)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によってこれを選任する。

- 2 理事は、会員の中から選任する。
- 3 監事は、会員の中から選任し、本協会の理事または使用人を兼ねることができない。

- 4 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 副会長は、会長がこれを委嘱する。

(役員職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務及び会務を処理、執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、会務を統括し、本協会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または欠けた時はその職務を代行する。
- 4 監事は、協会の資産及び業務に関し監査する。監事は、理事会、役員会に出席し、意見を述べる事が出来る。

(顧問・幹事)

第24条 本協会には、顧問及び幹事を置くことができる。

- 2 顧問及び幹事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問事項に対し意見を述べる事が出来る。
- 4 幹事は、理事を補佐する。

(理事及び監事並びに顧問・幹事の任期)

第25条 理事及び監事並びに顧問・幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、当期役員の内在任期間が2年に満たないあるいは2年を超える場合であっても当期役員の内任期は、総会において次期役員の内選出を行うまでの期間とする。

(名誉職の委任)

第26条 理事会の推薦により会長は、名誉会長等の名誉職を委任する。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第27条 本協会に理事会を置き、理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第28条 理事会は、定例理事会を年4回以上開催することとし、役員会等と兼ねて開催することができる。

- 2 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき及び理事会から会長に対して会議の目的たる事項を示して召集の請求があったときに開催する。
- 3 理事会は、会長がこれを招集する。但し、会長が欠けたとき又は会長が招集することが困難となった場合は副会長が招集し、副会長も欠け又は招集することが困難となったときは他の理事が理事会を招集することができる。

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長が欠けたとき又は会長があたる事が困難となった場合は副会長がこれにあたる。

(理事会の成立及び決議)

第30条 理事会は、理事の過半数（委任状出席を含む）の者が出席して成立する。

- 2 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会議事録)

第31条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備えおくものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 年会費
- (2) 入会金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 各種補助金及び寄贈、寄付金品
- (5) その他の雑収入

(事業計画及び収支予算)

第34条 本協会の収支予算は、年度事業計画に基づいて作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受け、必要に応じて監事による意見書を付した上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号の書類については定時総会に提出し、その内容を報告しなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 付 則

(入会金及び年会費)

第39条 入会金は、無し(0円)とする。

2 年会費は、3,000とする。

年会費は、理事会で審議の上、決定するものとする。

3 会員、顧問及び幹事の年会費については、理事会の承認により免除することができる。

(細則の委任)

第40条 この定款の施行について必要な細則、内規等は、理事会の決議により別に定める。

2 前項に定められた細則等の変更または廃止についても、同様とする。

(本定款の施行)

第41条 この定款の施行は、平成29年4月3日より施行する。

2 この定款は、令和元年7月30日より改訂施行する。

以 上